

道路使用許可 道路管理者の確認受付先(文京、台東、北、荒川及び足立区内都道)

- 道路使用許可申請の詳細については、所轄警察署にお問い合わせください。
- 文京区、台東区、北区、荒川区及び足立区内の国道・区道は道路管理者が異なりますので、ご注意ください。
- 確認受付の際は、所轄警察署に申請する道路使用許可申請書(正・副2部)をお持ちください。

1 「道路占用許可」を必要としない場合
(一時停車など道路の一時的な使用)

都道上の申請箇所	窓口	所在地	連絡先	受付時間
文京区内	第六建設事務所 文京工区	文京区 春日1-2-10	03-3811-3435	9:00～12:00 13:00～17:00 土日祝日除く
台東区内	第六建設事務所 台東工区	台東区 北上野1-11-5	03-3841-0495	
北区内	第六建設事務所 北工区	北区 西が丘1-41-6	03-5993-0366	
荒川区内	第六建設事務所 荒川工区	荒川区 荒川5-31-2	03-3892-1374	
足立区内 (国道4号線より東)	第六建設事務所 足立東工区	足立区 東和1-26-3	03-3620-5831	
足立区内 (国道4号線より西)	第六建設事務所 足立西工区	足立区 西新井3-3-5	03-3899-7341	

(ご注意)

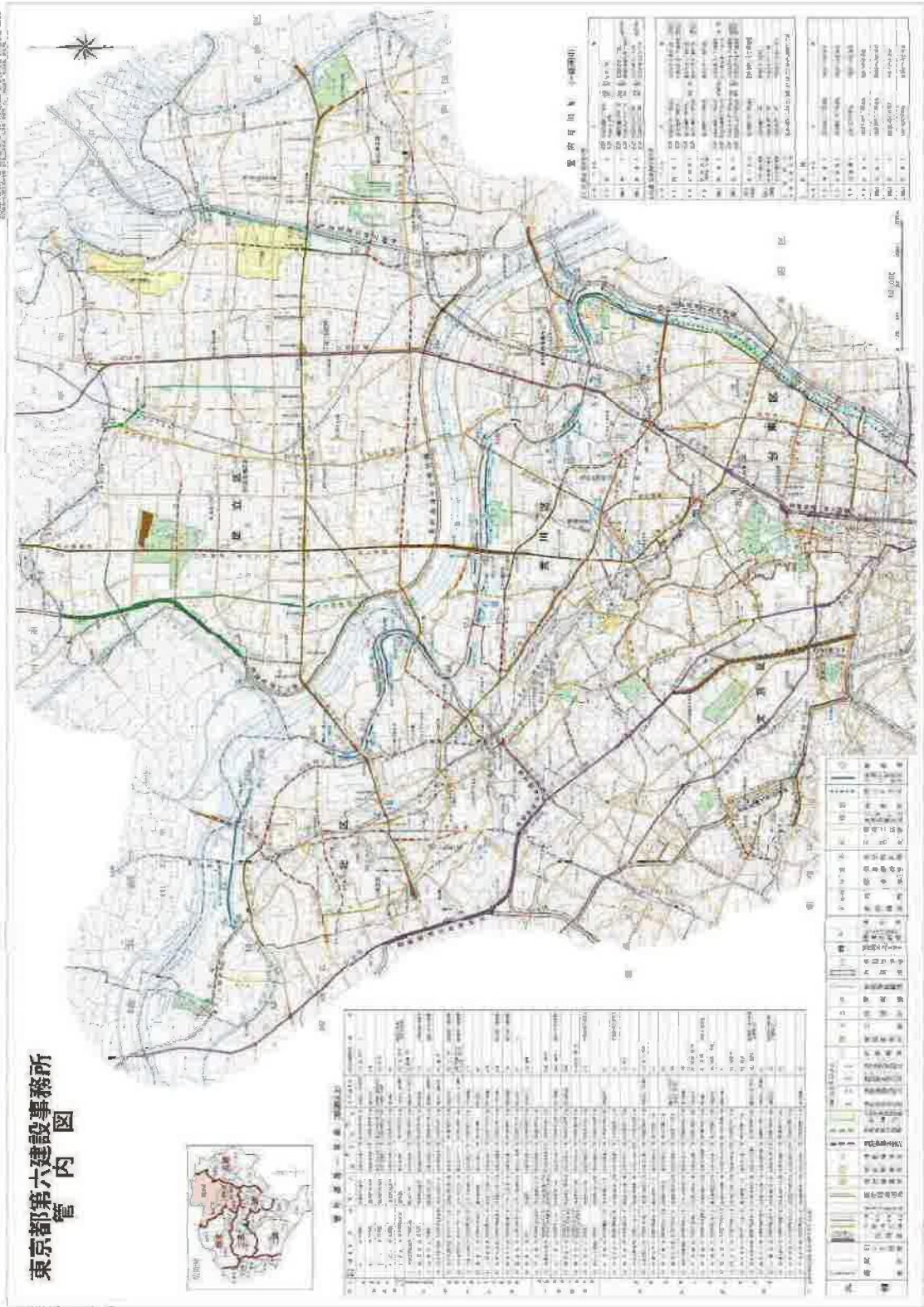
- 区境付近は担当工区が異なる場合があります。詳しくは別紙をご覧ください。
- 上記都道のうち、当所工事課、東京都第一市街地整備事務所、東京都道路整備保全公社等で事業中の箇所があります。
窓口が異なりますので、当所管理課占用担当(TEL 03-3882-1232)まで別途お問い合わせください。

2 「道路占用許可」を必要とする場合
(工事用足場・朝顔、看板・日よけ設置など)

窓口	所在地	連絡先	受付時間
第六建設事務所 管理課 占用担当	足立区 千住東2-10-10	03-3882-1232	9:00～12:00 13:00～17:00 土日祝日除く

(東京都第六建設事務所 管理課 占用担当)

東京都第六建設事務所管内図



建設事務所管内図

路線番号	路線名称	種別	規格	延長	備考
1	第一号線	第一種	第一種	1.2	
2	第二号線	第二種	第二種	2.5	
3	第三号線	第三種	第三種	3.8	
4	第四号線	第四種	第四種	4.1	
5	第五号線	第五種	第五種	5.4	
6	第六号線	第六種	第六種	6.7	
7	第七号線	第七種	第七種	7.0	
8	第八号線	第八種	第八種	8.3	
9	第九号線	第九種	第九種	9.6	
10	第十号線	第十種	第十種	10.9	

建設事務所管内図

種別	規格	延長	備考
第一種	第一種	1.2	
第二種	第二種	2.5	
第三種	第三種	3.8	
第四種	第四種	4.1	
第五種	第五種	5.4	
第六種	第六種	6.7	
第七種	第七種	7.0	
第八種	第八種	8.3	
第九種	第九種	9.6	
第十種	第十種	10.9	

建設事務所管内図

種別	規格	延長	備考
第一種	第一種	1.2	
第二種	第二種	2.5	
第三種	第三種	3.8	
第四種	第四種	4.1	
第五種	第五種	5.4	
第六種	第六種	6.7	
第七種	第七種	7.0	
第八種	第八種	8.3	
第九種	第九種	9.6	
第十種	第十種	10.9	

建設事務所管内図



建設事務所管内図

建設事務所管内図